

ナカバヤシオフィスシュレッダ保守サービス約款

ナカバヤシ株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客様が、表面の「オフィスシュレッダ保守サービス申込書」に必要事項をご記入のうえ弊社までご提出いただき、弊社が当該申込書を受領したお客様（以下「申込者」といいます）に対し、「ナカバヤシオフィスシュレッダ保守サービス約款」に基づき、ナカバヤシ製オフィスシュレッダの保守サービスを提供するものとします。

第1条（申込み）

表面の申込書に必要事項をご記入のうえ、弊社までご提出いただき、弊社の受領をもって保守サービスの契約が成立するものとします。

第2条（保守サービスの種類）

保守サービスの種類は、以下の3種類とします。

- A) 対象機器の納品日までにお申し込みいただく『購入時加入プラン（契約期間5年または3年を選択）』
- B) 購入時加入プランの契約期間終了後、1年ごとの契約延長が可能な『延長プラン（契約期間1年）』
- C) 納品後のご使用中の機器（保守サービス未加入）に対して申込みが可能な『途中加入プラン（契約期間1年）』

第3条（『途中加入プラン』への加入条件）

- A) 『途中加入プラン』をお申込みいただく場合、事前に機器の点検確認作業を行うものとします。
- B) 点検確認作業費用及び点検確認作業において交換した部品代金は別途請求するものとします。
- C) 事前の点検確認作業において、機器の状態によっては『途中加入プラン』のご契約をお受けできない場合がございます。
その場合の点検確認作業費用は、出張費用のみ請求するものとします。
- D) 繼続して『途中加入プラン』をご契約いただく場合には点検確認作業は不要です。

第4条（対象機器）

以下品番のナカバヤシ製オフィスシュレッダを保守サービスの対象機器とします。

A タイプ	PX-67MCR, PXI-506CR, PXI-506CRH, S-80MHP, NX-506SP, NX-506SPH, NXI-406SPH, NXI-206SPH, SX-408CR
B タイプ	SXI-406CR, SXI-406CE, SXI-206CR, SXI-206CE, SXI-152CE, HS-406SR, NS-406P

第5条（対象エリア）

保守サービスの対象エリアは申込書の機器設置場所情報に記載の住所に限る。

第6条（保守サービス契約期間）

保守サービスの契約期間は、表面の申込書に記載の期間とします。

第7条（保守サービスの最大提供期間）

- A) 保守サービスを提供できる期間は、対象機器の納品日より最大7年までとします。
- B) 『途中加入プラン』の場合、契約期間が1年に満たない場合であっても、納品日より7年経過した時点で契約は終了となります。

第8条（保守サービスの実施時間）

弊社所定の営業時間以外、日曜日、国民の祝日および指定する休日の保守サービスは、原則として行いません。

第9条（保守サービスの範囲）

- A) 契約期間中、年1回の定期点検を実施し、機器の清掃、注油、並びに調整を行い、操作に支障のないよう保守を行うものとします。
- B) 契約期間中、申込者より本機器の故障の通知を受けた場合は、速やかに修理又は調整を行うものとします。年2回までは無償にて対応し、3回目以降は出張費用を請求するものとします。
- C) 交換部品代は、その都度、別途請求するものとします。
- D) 保守サービスには機器本体の引き上げ作業及び代替機の貸出が含まれます。
- E) 『購入時加入プラン（契約期間5年）』を契約された場合には、特典として5年目の最終点検時に、電源スイッチ、操作パネルシート、満杯センサーを無償にて交換いたします。

第10条（保守サービスの範囲外）

以下の場合は、本約款に定める保守サービスの範囲外とし、これに係わる保守代金は別途請求するものとします。

- A) 機器の不良状態が下記の事由に起因する場合
 - イ. 申込者の故意・過失または取扱い不良
 - ロ. 天災、地変、またはこれに準ずる災害
 - ハ. 弊社以外の者が行った改造、修理
- B) 機器の撤去、及び移設に関する作業
- C) 申込者の要求による機器の仕様変更に伴う改造
- D) 機器のオーバーホール

第11条（秘密保持）

弊社は保守作業に当たり、申込者の機器設置場所に立ち入り知り得た業務上の機密を漏洩しないものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

申込者は、自己（役員を含む。）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、団体、個人を問わない。）または、その関係者に該当しないこと、及び当該勢力、関係者と取引等を行わないことを、表明し保証します。

第13条（支払条件）

申込者は、弊社と別途協議の上定める、支払条件・支払方法により、表面に記載の本サービスの料金、または本約款に定める諸費用を弊社に支払うものとします。

第14条（免責）

天災地変、輸送機械の事故、同盟罷業、その他、弊社の責に帰すべからざる事由により、履行不能が生じたとしても、弊社は何ら責任を負担しないものとします。

第15条（合意管轄）

本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって、管轄裁判所とすることとします。

第16条（その他）

本契約に定めのない事項及び契約条項の解釈につき、疑義を生じた場合は双方誠意をもって、協議決定することとします。